



職場の悩みを、社労士さんが 解決してくれました

退職に関する問題、サービス残業、上司との人間関係など

職場の悩みを抱えていますか？

労働問題の専門家である社労士が「話し合い」で解決します。

一人で悩まずに、ご相談ください。

お悩み解決の3ステップ

①電話

まずはお気軽にお電話ください。
個人情報・プライバシーは
厳守いたします。

②対面相談

あなたのお悩みや置かれている
状況を、社労士が
親身になってお聞きします。

③あっせん

会社と社員双方から
個別にお話をお聞きし、
納得できる和解案をご提示します。

“国家資格者の
社労士が
解決します”



法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター 秋田

お電話は

0570-064-794

受付時間：月曜日から金曜日の9:00～17:00(ただし、8月13日～16日、12月29日～1月4日、祝祭日を除く) | 社労士 あっせん

検索

職場で、こんな悩みや困りごとはありますか？

- サービス残業が当たり前になっている。
- 休み時間中も仕事（電話応対など）を命令されることがある。
- 退職を勧奨又は強要された。
- 会社から説明もなく月給の引き下げが行われた。
- パワハラやセクハラをされた経験がある。
- 有期雇用契約の更新を繰り返してきたが、突然、更新を拒否された。
- 年次有給休暇を取りにくい雰囲気がある。
- 解雇されたが、解雇理由に不満がある。
- 妊娠・出産が理由で退職させられそうである。

このような職場のトラブル・悩みは、誰にでも起こり得ますが、一人で簡単に解決できるものではありません。
裁判も長い時間と多額の費用がかかり、精神的・経済的に大きな負担がかかります。

ひとつでも当てはまる方は、お気軽に社労士にご相談ください。

「あっせん」という話し合いで解決する方法があります。

例えば…

相談内容

正社員として働いていたが、残業申請できる社内の雰囲気ではなく、勤務時間終了後も1~2時間程度のサービス残業が連日当たり前のように続いていた。現在、その会社を退職したが、過去2年間の残業代の支払いを求めて、あっせんの申立てを行った。

解決方法

当初、会社としては残業の認識はなく、全額支払うことは到底できないとの回答であったが、しかしながら、当時の仕事内容、タイムカード、本人が使用していたパソコンの記録及び会社への貢献度を加味したうえで、解決金として請求額の約6割の支払に応じることで和解が成立した。

“国家資格者の
社労士が
解決します”



かいけつサポート

訴訟紛争解決サービス

法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター 秋田

お電話は

0570-064-794

受付時間：月曜日から金曜日の9:00～17:00(ただし、8月13日～16日、12月29日～1月4日、祝祭日を除く)

社労士 あっせん

検索